

鹿島市子育て総合相談センターの開設について
～ 母子保健事業 相談業務及び支援事業の拡充 ～

1. 名 称 鹿島市子育て総合相談センター

2. 目 的

子育てに関する総合的な相談窓口を開設し、妊娠・出産・育児に関する各種相談を行うとともに、必要に応じて「支援プランの策定」や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連携・連絡調整を行います。

また、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通して、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する「包括的な支援」に繋げていきます。

これにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの「切れ目ない支援体制」を強化し、子育てにやさしいまちの実現を目指していきます。

※母子保健法第22条の改正に基づき、市町村は、母子保健に関し、支援に必要な実情の把握等を行う「母子健康包括支援センター（法律上の名称）」を、おおむね平成32年度末までに設置するよう努めることとされました。

3. 設置場所 保険健康課（鹿島市保健センター内）

4. 時 間 8時30分～17時15分

5. 開設時期 平成31年 4月

6. 対象者 妊産婦及び乳幼児並びにその保護者

7. 業務内容

- (1) 妊娠届出時の面談をより充実させ、支援の必要性を分析し、課題を把握する。
- (2) 妊娠から出産まで、切れ目なく支援を行うため、妊婦台帳の作成、支援を要する家族（要支援者）への支援プランの作成
- (3) 妊娠・出産・子育て期に、特別な支援を要する妊産婦および乳幼児等への個別支援体制の強化（産前・産後サポート事業等の実施）
- (4) 医療、福祉、子育て支援等の関係機関との連携強化

